

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

琴浦町長 福本 まり子

市町村名 (市町村コード)	鳥取県東伯郡琴浦町 (313718)
地域名 (地域内農業集落名)	上郷地区 (野田集落・福永集落・大杉集落・山田集落・公文集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中間農業地域の田畑型に該当し、山間部ではなし、ぶどうといった果樹やブロッコリーや白ねぎなどの野菜が作付されており、平野部ではほとんどが水田となっており、水稻のほか飼料用米、WCS、飼料作物などが作付されている。

農業者の平均年齢は71.7歳と琴浦町内で最も高齢化が進んでいる地域であり、後継者の確保ができていない農業者の割合が農業者数の1/3にあたる67%に達するなど、最も遊休農地の増加懸念が高い地域である。

地域の営農上の特徴として酪農家による飼料用米や飼料作物による転作が進んでおり、野田集落の水田においては、そばが集落営農組織により作付されているといった取組みがなされており、そばの加工施設を有している。

その一方で、地域の営農上の課題として地形的に谷間に位置しており日照時間が短く、山からの下がり水などの影響により沼田になっているほか、農用地の平均面積が9.3aと狭く、鳥獣被害や畦畔が急で草刈り等管理が困難な水田地帯もあり、今後の農用地の持続的な利用及び保全管理が課題となっている。

このことから、当地区では集落営農組織による広範にわたる作付や集落協定等(多面的活動組織)のほか、酪農家による飼料作物の作付、ブロッコリーを生産する法人により、既に様々な主体が地区内で営農や管理保全を進めているが、構成員の高齢化や人口減によるマンパワー不足により集落協定等での取組みを継続ができないなど限界を迎えている集落もあり、今後活動の継続を図るとともに、新規就農者を確保・育成しつつ、集落単位の農地を利用・維持管理を行う仕組みの再構築が喫緊の課題である。このため、外部からの担い手を確保し農地を集約化するとともに、集落間の連携した農地の利用・維持管理の取組みを進めていく必要がある。

**【地域の基礎的データ】**  
 地域内の農業従事者数:199人(認定農業者等:4人うち法人数2)、集落営農組織等:1団体  
 主な作物:水稻、芝、ブロッコリー、梨、ぶどう、いちご、そば、飼料作物、飼料用米、WCS、酪農、肉用牛、養豚、養鶏

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の酪農家や集落営農組織、担い手等に農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。ブロッコリーの生産法人の集積・集約による団地化を進める。あわせて、産官学金が連携して、谷間で日照時間も短く狭いほ場で栽培が可能な高収益作物の研究・開発を行う。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者や機械オペレーターなどの人材を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施するとともに、集落営農組織や集落協定等の体制強化を図り、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	137 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 あわせて、地域内の再生可能な荒廃農地に対し、農地中間管理再生生活用事業など再生事業を実施し担い手へ貸し付ける取組みを進めることにより、実効性の高い担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
アンケートにより貸付意向を有する者の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
大型機械を有する酪農家等畜産農家、大きく農地の集約が見込まれるブロッコリーや芝農家、白ねぎ・ミニトマト・すいか・メロン等高収益作物を作付する農家のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備について検討する。 また、機械の大型化に対応した農道や進入路などの拡幅、老朽化した水路等用排水設備の改善について農用地の大区画化・汎用化等の実施にあわせて実施するよう検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や集落、JA及び生産組合(生産部)と連携し地域内外から多様な経営体の受入について、生産する農地や空き家の情報提供、あっせんをし栽培技術や優良な中古品を含む農業用機械の購入・レンタルなどの支援に協力することで相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため水稻を作付する農地はJAまたは担い手に位置づけられた地域内の集落営農組合へ必要に応じて作業委託する。 また、青刈りとうもろこしなど飼料作物については、町内の飼料生産組合などへの委託を行い進めるものとする。草刈り等については、所有者又は耕作者が民間事業者や琴浦町シルバー人材センター、その他実施可能な事業者を活用して実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が見られる場所は、防護網やワイヤーメッシュ、電気柵など鳥獣被害防止対策を講ずるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織など地域農業を担う者等が取組むスマート農業を進めるため、機器導入及びオペレーター人材の育成・確保に努める。
- ⑤畑地帯に形成されている梨園においては、ジョイント栽培など新たな品種、栽培方法等普及所や生産部等と連携して進めるとともに、今後将来的に離農が予定される地区内の梨園やぶどう園の適切な把握や管理を行い、梨の生産拡大や新規に梨の生産を検討している者に繋がりレー制度を生産部等と連携して行う。また、梨園までの道路等支障がある箇所については、拡幅や修繕を行い、効率的な生産を図ることができるよう整備を行う。
- ⑦保全管理の作業は原則所有者または耕作者が行うが、個人管理が困難な農用地については、集落や集落営農組織、集落協定等で保全管理し、遊休農地の発生防止を図る。
- ⑧地域内の共同で利用する農業用倉庫などの施設、水路等については、集落または所有者等で維持管理を行うとともに、必要に応じて建替えや更新などを行う。畑地帯について、担い手のニーズに基づき灌がい施設を要する箇所にはニーズにあわせ、国営灌漑畑かんの敷設など灌がい施設を整備する。
- ⑨酪農家などの畜産農家からの家畜排泄物については、堆肥化し希望する地域内農用地で活用するものとする。
- ⑩-1集落営農や集落協定等において生じているマンパワー不足を補うため、人材確保のほか集落や組織・団体の連携を図り、地域全体で一体的に取組む方法を検討する。
- ⑩-2地域内の牛舎、鶏舎などの畜産施設やその他ハウスなどについては、省エネ等環境に配慮した生産が可能となるよう施設改修も含んだ取組みを行う。